

幼児教育・保育の無償化（新2号・新3号認定）について

無償化の対象となるには、**交野市へ認定申請書等の提出が必要です。**

※認定を受けていない場合、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

【対象者】

3歳児クラスから5歳児クラスの「保育の必要性（※）」がある子ども



【新2号認定】

月額3.7万円まで利用料が無償化されます

2歳児クラスまでの「保育の必要性」がある子どもで、かつ市民税非課税世帯の子ども



【新3号認定】

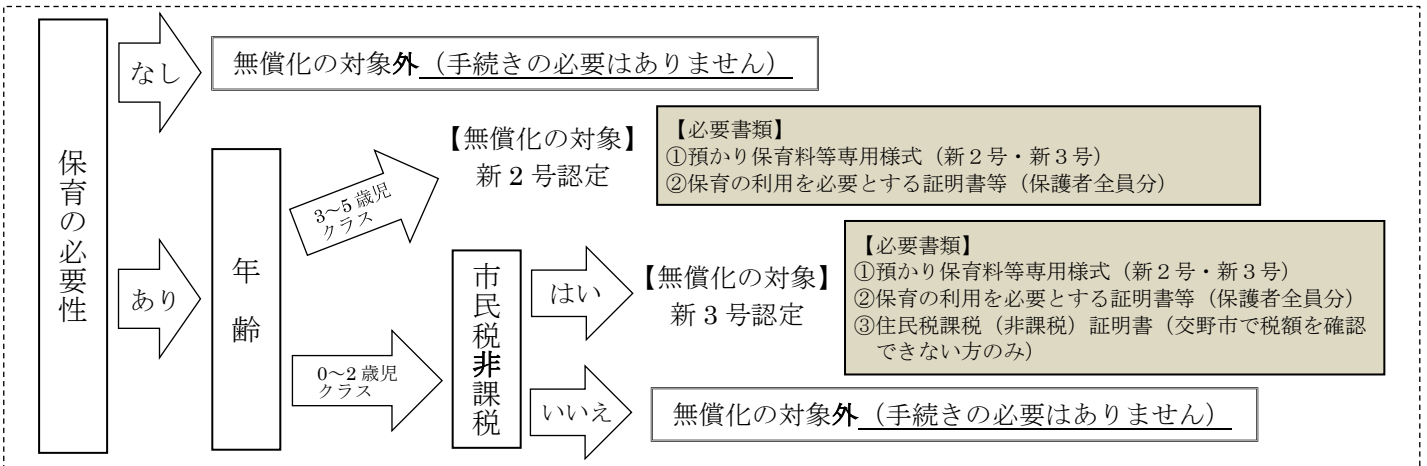
月額4.2万円まで利用料が無償化されます

※ 保育の必要性とは…保護者（夫婦の場合は両方）が、裏面の【保育を必要とする事由及び添付書類】に記載している「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している状態を指します。

○施設が無償化の対象となるためには、都道府県等に届出等を行い、国が定める基準を満たしている必要があります。基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となる場合があります。

○無償化の対象となる費用は、施設利用料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担になります。

【認定及び提出書類について】



【申請書類】

- ①『【預かり保育料等の専用様式（新2号・新3号）】子育てのための施設等利用給付認定申請書』
- ②『保育の利用を必要とする証明書』及び必要な添付書類（**新年度入園の場合は12月1日以降の証明日の証明書のみ有効**、保護者全員分）（提出が必要な書類については、裏面をご確認ください。）
- ③『住民税課税（非課税）証明書』（新3号認定の申請をする方で、交野市で税額を確認できない方のみ）
- ④『保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書』（保育入所選考の申込をしていない方のみ）

※きょうだいの放課後児童会の入会申請の際に、本市子育て支援課に②を提出している場合は、②の提出を省略することができます。なお、提出済の②の内容が古い場合は、再提出を求める場合があります。

【提出先】

交野市こども園課に提出 または 電子申請

【提出期限】

新2号・新3号認定の認定希望日まで（**新年度入園の認定を希望する場合は、12月以降に申請してください。**）

※新2号・新3号の認定希望日は、申請日（市が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。

新2号・新3号の申請をする際は、認定希望日（施設の利用開始日）までに申請書類を提出してください。

新2号・新3号認定についてはぴったりサービス（マイナポータル）での電子申請も可能です。
電子申請にはマイナンバーカードが必要です。
※電子申請を行う際は、上記②のPDFデータもしくは写真の提出が必要です。
電子申請を行った場合は、紙での申請は不要です。



【保育を必要とする事由及び添付書類】

新2号・新3号認定を受けるためには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として保護者(※)の『保育の利用を必要とする証明書』の提出が必要です。(※)夫婦の場合は両方必要です。

また、「保育を必要とする事由」によっては、下記の表の通り添付書類が必要な場合があります。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所及び添付が必要な書類
・外勤・内職・専従者 ・その他(雇用内定者・再雇用)の方 (1カ月に64時間以上の労働を常態とする)	①就労証明書
・自営業(個人事業主)の方 (1カ月に64時間以上の労働を常態とする)	①就労証明書 ※証明書類として「開業届(控)」「営業許可証」「確定申告書(控)」のいずれかのコピーを添付
・出産の方 (産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3カ月程度)	②出産 ※母子健康手帳のコピーを添付(出産予定日の記載部分・受診後の妊娠中の経過がわかる部分(交野市母子健康手帳の場合はP4、P8・9))
・病気・けがの方	③疾病証明(診断書)
・障がい有する方	④障がい状況証明 ※手帳のコピー(顔写真と等級がわかる部分)を添付
・親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護を行っている方 ※1	⑤介護・看護証明
・就労に向けて求職活動を行っている方 ※2 (勤務先が内定している方や再雇用予定の方は①就労証明書になります)	⑥求職活動誓約書
・就学している方、または就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む	⑦就学等(予定)証明書
・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に親子通園している方	⑧きょうだい療育施設等に親子通園している申告書 ※療育施設の在園証明を添付
・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為に保育できない方	⑨災害復旧 ※罹災したことが分かる書類を添付
・その他、市長が必要と認める場合	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2・3号の認定は受けられません。

※2 求職活動が事由の場合、認定の有効期間は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月末まで。

(注)・「保育の利用を必要とする証明書」は保護者の方全員分が必要です。

・ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親医療証のいずれかのコピーが別途必要です。

(夫婦が離婚後も同一の住所に住んでいる場合等、ひとり親家庭として認められない場合があります。)

【注意事項】

・新3号認定は市民税非課税世帯であることの確認が必要のため、市民税額の確認ができない場合は「課税証明書」の提出を求める場合があります。

また、保護者の年収が約103万円以下で祖父母等と同居している場合、祖父母等の収入も確認し、非課税世帯の判断をします。

・現在、保育の申請をしている方で、今回提出する「保育の利用を必要とする証明書」の内容が、現在提出済みの内容と異なり、入所選考の点数に変更が生じる場合は、点数変更の申し出を行ってください。

・記入漏れ、不備等があった場合、申請は成立しませんのでご注意ください。

・認可外保育施設の利用料を含めて合計で月額3.7万円を上限に、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料も無償化の対象となります。

・認定こども園、保育所等を利用できていない方が対象となります

問合せ先 〒576-0034
交野市天野が原町5-5-1
交野市健やか部こども園課
TEL: 072-893-6407
FAX: 072-892-0525